

学校と警察の連携における特質

—戦後から1954年の警察法改正前までの少年警察活動に着目して—

*坂野 愛 実

はじめに

1. 少年警察活動の範囲
 - (1) 法律に規定される範囲の少年警察活動
 - (2) 少年警察活動の限界
 2. 少年警察活動の拡大志向性とその背景
 - (1) 発足期の少年警察活動
 - (2) 深化期の少年警察活動
 3. 学校と警察の連携における意義と様相—警察の問題意識に着目して
 - (1) 少年非行の未然防止のために求められる関係機関との連携
 - (2) 学校との連携の意義と様相
 - (3) 連携にあたり警察が有する5つの問題意識
- おわりに

はじめに

学校と警察の連携は、いじめ対応を中心に政府施策の今日的動向としてその必要性が示されている¹。確かに、児童生徒の抱える困難には多面的働きかけが必要であり、関係機関との連携は重要である。ただし、児童生徒の成長発達を保障する学校と公共の安全と秩序を維持する警察とは、本質的機能が異なるため、連携にあたっては、問題行動の程度を見極め、両者の役割を明確にし、連携の適正を考えなければならない²。

しかし、少年警察活動規則（2002年国家公安委員会規則第20号）第1条に「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動」と規定される少年警察活動は、「犯罪が起きにくい社会づくりの推進」のため、「問題を抱え非行に走るおそれのある少年に積極的に手を差し伸べ、警察職員の訪問・連絡や少年の社会奉仕活動・体験活動等の機会の確保等により立ち直りを支援するとともに、少年の規範意識の向上や社会との絆の構築を目指し、少年を見守る社会気運を醸成するなど、『非行少年を生まない社会

づくり』が推進され³、教育機関の領域にまでその活動範囲を拡げている。これに対しては、Ⅰ警察中心の対策による効果への疑問、Ⅱ少年の人権に抵触する危険性の増大、Ⅲ立法の必要性、が指摘されている⁴。つまり、連携の適正を考えるためには、まず、少年警察活動が拡大する背景を確認し、そのなかで、警察が学校との連携の意義と様相をいかに考えているのかを明らかにする必要がある。そして、少年警察活動の拡大志向性は、戦後直後から示されているため⁵、本稿では、拡大志向性の沿革をたどる第一段階として戦後から1954年の警察法全面改正に至る前までの時期に着目する。本時期の拡大志向性に対しては、非行の原因調査から環境調整まで行わなければ意味をなさないという少年非行の特異性と少年処遇機関の未整備状態により活動範囲を拡大せざるをえなかったことが指摘されている⁶。ただし、本指摘は、筆者の主観的認識によるところが大きく、実務資料を基に本認識が妥当なものであるかを確認する必要がある。また、学校との連携に関しては、青少年問題政策や補導過程における連携の重要性が他の関係機関とともに総括的に指摘されるにとどまる⁷。

したがって、本稿では、次の手順で、学校と警察の

* 名古屋大学大学院学生

連携における特質を考察する。まず、第1章では、法律に規定される少年警察活動の範囲を確認する。次に、第2章では、本活動範囲が少年非行に対応する部局によっていかに考えられていたのかを整理し、先行研究の妥当性を明らかにする。対象時期の警察は、国家地方警察と自治体警察に分かれており、自治体警察については、対応の実効性が評価されている⁸。東京警視庁（以下、警視庁）を見ていく。そして、第3章では、前章も踏まえながら、警察が学校との連携の意義と様相をどのように考えていたのかを明らかにする。なお、旧漢字は適宜当用漢字に改めた。

1. 少年警察活動の範囲

(1) 法律に規定される範囲の少年警察活動

1947年から1949年にかけて少年警察に係る法律が相次いで制定される。主要なものは、警察の責務や活動の限界などを定めた警察法（1947年12月17日公布・法律第196号）、警察法に規定される職務の遂行のために必要な手段を定めた警察官等職務執行法（1948年7月12日公布・法律第136号）、児童の福祉を保障する児童福祉法（1947年12月12日公布・法律第164号）、少年の健全な育成を期し、非行のある少年の処遇を規定する少年法（1948年7月15日公布・法律第168号）と矯正教育について定めた少年院法（1948年7月15日公布・法律第169号）、また、犯罪をした者の改善及び更生を助け、犯罪予防の活動を助長するための犯罪者予防更生法（1949年5月31日公布・法律第142号）である。

そして、少年の健全な育成を理念とする児童福祉法と少年法は、「従来大方の見方によれば、少年警察の発足は、この新少年法と、児童福祉法の施行によつて可能となつたものであり、少年警察の法的基礎は、これら両法にあるかのように云われていたように思われる。」⁹と、少年警察の発足を根拠づけるものとして扱われていたことが指摘されている。しかし、法文上、児童福祉法には警察に関する規定はなく、少年法に定められる活動も、次の通り、極めて限定的で、司法警察の機能に集中している。例えば、児童相談所への通告（第6条）、同行状の執行（第13条）、家庭裁判所が行う調査と観察のための援助（第16条）、家庭裁判所による決定の執行（第26条）などである。

この限定的な規定に対し、林康平警察庁防犯課長補佐は、「犯罪の予防の責務をもつ警察としての立場をほとんど考慮していない。むしろこれら両法においては、警察が多くの地歩を占めることを押えているかのようにさえ思われる」¹⁰と、規定範囲の狭さを批判する。しかし一方で、宮崎清文警察大学校教授は、「形

式的に見るとき、少年警察の内容はなにはともあれ行政作用である防犯・補導と司法作用に属する捜査・検挙とに、一応区別し得るであろう。」とし、行政作用は、「結局、警察法第二条第二項に云う『公共の秩序の維持』並びに『犯罪の予防』の二つの項目がその根拠と見做されよう。」と、説明する¹¹。つまり、少年警察活動の行政作用は、警察法第2条第2項「この法律において運営管理とは、左に掲げる事項に係るものをいう。一 公共の秩序の維持 二 生命及び財産の保護 三 犯罪の予防及び鎮圧（以下、略）」の、第1号と第3号に枠づけられているのである。

この点については、国家地方警察本部総務部長である加藤陽三が監修した『全訂警察法逐条解説』（新警察社、1952年）に、次の通り、解説されている。犯罪の予防に関する第2条第2項第3号について「ここでいう犯罪の予防には、警らにより、又は襲撃の対象とされる人や場所を警備することによつて、犯罪を行わんとする者の意思を失わせて犯罪の発生を未然に防ぐというような直接的なものと、青少年の補導によつてその不良化を防ぎ、従つて犯罪の発生を予防するというようなもつと広い範囲の仕事も含まれる。（中略）犯罪の予防及び鎮圧も、第一条の規定の中においては公安の維持の概念に属するものである。」（31-32頁）。つまり、少年補導は、犯罪予防を目的とした広い範囲での警察の任務であり、さらに、犯罪予防が公安の維持の概念に属するとの説明から、一般警察と同様に少年警察活動もまたその基本は公安の維持を目的とするものと考えられているのである。

そして、犯罪予防のための具体的手続は、警察官等職務執行法に規定される¹²。犯罪の予防及び制止の手続について定めた第5条は「警察官等は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。」と、犯罪予防の手続としては「関係者に必要な警告」を規定するととどまっている。ただし、1950年5月31日、岡咲恕一法制意見第一局長は、栃木県大田原町警察長あてに、警察活動の範囲について、「警察法第二条第二項第三号の規定にいう『犯罪の予防』とは、あまねく、犯罪の発生を未然に防止するために必要な対策の樹立及びその具体的実施の活動を意味するものと解せられるから、その対策を一般的に指示することばかりでなく、各個人につき、被害予防の方法を指導し、罪を犯す虞のある者に対し必要な注意を与える等具体的な防

犯活動をすることも含むことは、警察の責務として『国民の生命、身体及び財産の保護』が掲げられている（警察法第一条）ことに照して明瞭である。ただ注意すべきは、防犯に名を借りて、不当に他の行政機関の政策に干渉し、又は罪を犯す虞がある者の行動をみだりに監視し、その者の人権を侵害するような結果となつてはならないということである。」と、回答している。つまり、少年補導は、予防指導や「注意を与える等具体的な防犯活動」として犯罪防止のための警察活動に含まれると解することができる。ただし、活動の限界として、他の行政機関の政策に対する不当な干渉と非行の可能性を有する者へのみだりな監視の2点が指摘されている。そして、次節では、これら活動限界の具体的な内容を整理する。

（2）少年警察活動の限界

少年警察活動の限界については、宮崎が「少年警察の限界とは、とりまおさず少年防犯、少年補導の限界を意味」¹³し、「積極的な限界」として「少年防犯という作用を根拠づけている警察法乃至警察官等職務執行法よりする処の限界」、「消極的な限界」として「少年を処遇する他の社会機関との関係から見た限界」の2点から整理している¹⁴。

1点目の「積極的な限界」は、前節の法制意見第一局長回答を踏まえ「少年補導の各手段についても、街頭補導、相談補導のごとく、街頭における警動的な活動或いは当事者の任意の承諾に基く相談等の事実行為として行われ、且つ、不良化を早期に発見し、然るべき機関に通告、送致することを内容とする限り問題は存しないが、招致補導、継続補導のように、実質的な少年処遇の一環をなすものは、他の行政機関の政策に干渉しその権限を侵害するかどうかという処に限界が置かれるわけである。」と、招致・継続補導などの少年処遇が他機関の権限に干渉するかという点に少年警察活動の限界をみている¹⁵。

では、活動限界の対象とされ得る招致・継続補導は、どのような内容で、いかなる条件のもと実施されるのか。警視庁訓令「少年補導及び相談取扱規程（案）」¹⁶第3条には、次の通り、補導内容が規定されている。「④、この規程において『招致補導』とは街頭補導又は少年相談の依頼その他によつて端緒を得た被補導者中の比較的不良度の高いと認められるもの又はグループ関係の多いと認められるもの若しくは之等の関係者を防犯警察上の必要に基き関係向へ連絡の上警察署その他の場所に承知して通告又は送致の要ありを否やを調査し併せてその反省自覚を促す為の補導上の一手段を

いう。⑤、この規程において『継続補導』とは、招致補導の結果本人の家庭、関係ある学校、職場その他、関係向と緊密な連絡を保持しつゝ之に協力して警察の立場から引続き補導することをいう。」と、継続補導においては、関係機関との緊密な連絡を保持し、警察としては関係機関に協力する立場で補導を行うことが定められている。そして、第31条には、「招致補導の結果継続補導に移すべきものは送致又は通告の程度には至らないが比較的不良度が高く、保護者等より特別の依頼のあつたもの又は意志薄弱其の他防犯警察上より合理的に判断して引続き補導の要があると認められるもの若しくは関係機関へ送致又は通告するための調査過程の一つとして極めて短い期間であるが補導の要があると認められるものに限る。」と、継続補導の条件として、1) 送致・通告の対象とはならないが、比較的不良度が高く、保護者等から依頼があつたもの、2) 意志薄弱その他防犯警察上より合理的に必要な性が判断されるもの、3) 送致・通告のための調査過程として極めて短い期間であるが補導の要があると認められるもの、が示されている。また、附則事項に「①、この規程に定めるものは飽くまでも防犯警察上の必要に基く少年の補導手段であるから招致補導その他の手段を、かりそめにも犯罪捜査の手段等に濫用し悪用するが如きことがあつてはならない。」と、招致補導などを犯罪捜査手段として濫用することが禁止されている。ただし、他機関の権限への干渉という点は、警察が他機関の取組みを支える補助的立場であることが示されるも、その内実を保障するためには「関係向と緊密な連絡を保持」するという前提が極めて重要になる。

2点目の「消極的な限界」は、前節の法律に規定される少年警察活動の限界である。宮崎は、少年処遇を目的とする社会機関のなかで警察機関の占める地位を「極めて消極的である」とし、「少年処遇諸法令の体系において警察機関に認められた権限は、僅かに少年法の規定する数箇条に過ぎないのである。その限りにあつては、実定法上から見た警察機関の役割は（中略）単に少年の不良化を早期に発見しこれを所定の機関に送致・通告すると云う、いわば本来の少年処遇機関にとつての触覚のようなものと考えられるかも知れない。」とする¹⁷。しかし、この「消極的な限界」に対して宮崎は、非行の原因調査から環境調整まで行わなければ意味をなさないという「少年事件の特異性」と少年処遇機関の未整備状態により少年警察がその活動範囲を拡大しなければ、「極端に云つて現在のわが国の少年問題はなん等の進展をも見せぬであろう。」と、指摘している¹⁸。

したがって、次章では、以上見てきた「積極的な限界」と「消極的な限界」が、実務的な立場からは、いかに認識されていたのかを明らかにする。

2. 少年警察活動の拡大志向性とその背景

警察庁刑事部防犯課の林康平は、戦後から1954年警察法改正に至る前までの時期を1952年4月5日発出の国家地方警察本部次長通達「少年警察の推進について」(以下、1952年通達)をもって自治体警察に代表される発足期と国家地方警察に代表される深化期とに区分する¹⁹。そこで、本章では、発足期は警視庁を、深化期は国家地方警察を中心に、少年警察活動の限界が少年非行対応にあたる部局にいかにか認識されていたのかを明らかにする。

(1) 発足期の少年警察活動

1946年9月30日、内務省警保局長通知「少年に対する防犯機構の整備について」(以下、1946年通知)が発出された。本通知は、「克く少年の特性を理解」し、「不良化防止と犯罪の防遏の実効」を挙げるため、組織体制の整備を指示する。また、少年課(係)の所管事項として「(一)少年犯罪(概ね二十未満の男女)の捜査並びに検挙、送致」「(二)少年を対象とした防犯活動の企画、指導、実施」「(三)少年犯罪の統計、情報」「(四)教化団体、保護機関等との連絡、協力」「(五)学校、家庭、職場との連絡」「(六)少年防犯の為一般的警告、注意喚起」「(七)浮浪児、戦災孤児等の救護協力」「(八)少年の虐待、酷使に関する犯罪」「(九)被誘拐者、家出人等の捜査」「(十)少年不良化防止に関する相談」を示す。ここでは、捜査・検挙・送致(一)(八)(九)だけでなく、少年処遇に係る活動(二)(六)(十)、関係機関との連携(四)(五)(七)、情報収集(三)が、警察に求められている。

そして、1946通知に基づき、同年11月20日、警視庁は、刑事部に青少年課を新設し、1948年2月10日には、自治体警察として発足するにあたり、青少年課を新設の保安少年部に移属し、少年第一課と少年第二課を新たに設置した²⁰。このように少年警察体制が整備されるなか、警視庁保安少年部少年第二課より『少年の補導』(同課、1948年、以下、1948年資料)が発行された。本書のなかで、古屋亨保安少年部長は、「少年の為の警察は、その性格は防犯警察であり、(中略)少年の人格を見つめて、それを善き市民に導く為に、検挙も、補導も行はれるのであり、これは一連の作用であつて、検挙の前にも、後にも、補導があり、(中略)そこに一貫した『少年の為に』深い厳正な愛情がなけ

ればならない。かようにして、少年の福祉と、少年の犯罪を総合した立場で捉える少年警察が考えられる。」(1-2頁)と、1)防犯警察、2)福祉と犯罪を総合した立場で捉える、という少年警察の性格と補導をもって少年を「善き市民に導く」という活動内容を示している。また、本趣旨を踏まえ、富田朝彦少年第二課長は、少年警察当面の重点課題を4点、挙げてている。1点目は、実効性のある防犯対策を講ずるため、少年の生活実態を把握すること(10頁)。2点目は、「不良行為の早期発見による矯正補導」の強化で、街頭補導と相談活動の重要性および招致・継続補導の必要性を指摘する(11-15頁)。3点目は、「社会環境の浄化整備」で、啓蒙活動、関係機関と連携した更生、少年に害を与える環境の取締、「少年達の自律自活の能力を活か」すための地域における文化運動への助成、施設設備の整備を内容とする(16-22頁)。4点目は、防犯対策として浮浪児救護と家出少年の早期発見を重視するものである(22-23頁)。

古屋と富田の説明からは、少年警察活動に関し1946年通知の枠組みを引継ぎながら、少年の実態を踏まえ、補導を中心とした少年非行への積極的な対応が目指されていると言える。そして、この積極的対応を目指す背景には、次のような認識が示されている。古屋は、「児童福祉の為の法律も、少年犯罪を扱う法律も、国民の意思として白亜の議事堂から送り出された。(中略)然し少年問題の原因が、対策が、色々の角度から論じられ乍ら、予算は、施設は、組織は、人はと考えつめて来ると、少年にとつては未だ恐しい空白時代ではなからうか。(中略)新生した日本警察は、永い伝統と清新な意識、逞しい組織で、この空白時代に働かなければならない。」(1頁)とし、富田は、「児童福祉法は、国民一人々々が国の児童を愛護しなければならない、国も又全力をあげてこの事業を達成するのだといつている。この趣旨があらゆる面で強く滲透しなければならないのに、事はその緒につきかけた丈である。ここに組織の力と、溢れる熱意をもつた警察官の良識とで、少年問題に対する啓蒙と斡旋、時には検挙といつた面で、この空隙時代に奉仕する途がある。」(8頁)とする。つまり、少年処遇機関の未整備状況を踏まえて、積極的な対応を目指す少年警察活動が考えられているのである。しかし、田中栄一警視総監は、「警察は社会道徳の指導者ではない。又彼等を更生させて職業まで斡旋する専門家でもない。其は自ら他の分野に任せるべきで警察としては飽くまで、出る悪の芽を刈り取ると共に、芽の出る原因を探索して、抜本塞源的な対策樹立の援助者たるべきである。」(6頁)

と、社会道徳の指導、更生、職業斡旋を具体例に、他分野に関わる活動範囲を除外する²¹。これは他機関の権限による限界を示すものと言える。そして、1950年4月に「東京警視庁少年補導及び相談取扱規程」が制定され、本規程は、前章第2節の通り、「積極的な限界」の範囲で少年警察の活動内容を定めている。

1951年11月に山本鎮彦警視庁交通第一課長が『少年警察の常識』（立花書房、以下、1951年資料）を執筆している²²。山本は、少年法、児童福祉法、犯罪者予防更生法を基に「この三法の立法精神なり、手続なりを理解すれば、自ずから少年警察の特色が判明してくるであろう。如何に、少年被疑者を逮捕し、送致する手続、手段、方法等に誤りはなくとも、少年警察としての独自の分野を開拓することはできないと思う。（中略）而し乍ら、このように積極的な犯罪者の保護更生の立場を貫ぬいてゆくと、一步進めて、犯罪に陥入りそうな少年を事前に指導できないか、（中略）更にもつと大きな立場から少年の健全な環境を形成できないであろうか、という点に考え及ぶであろう。私はこの点に、少年警察の独自の面があるものと考えている。しかし、この場合、社会教育行政の部門或いは児童福祉行政の分野と競合するようなことが生ずることもあろう。」（148-149頁）と、少年警察の独自性を追求するなかで他分野の活動と競合するような積極的な行政作用が想定されている。

以上のことから、発足期における警視庁は、「積極的な限界」の範囲で少年警察活動を捉えていると言える。また、関係機関の権限を意識しながらも、少年処遇機関の未整備状況と少年警察の独自性を追求するなかで、少年非行の未然防止に重点を置き、そこでは、他分野の活動と競合するような積極的な対応も想定されているのである。

一方、発足期にも国家地方警察本部次長通達「少年警察の強化について」（1949年10月10日、以下、1949年通達）が出されている。本通達は、少年自身の力に立ち直りを任せる政府の自由放任の姿勢を改め、政府各機関の連絡協調を期し、少年の社会的実態に対応した積極的な施策の実施を確認する第5回国会の衆議院本会議「青少年犯罪防止に関する決議」（1949年4月14日）と参議院本会議「青少年の不良化防止に関する決議」（同年5月20日）を契機に発出された。その内容は、少年警察の「陣容を充実し、事務の刷新をはかり、以て少年の補導取締の万全を期する」ため、「少年警察係員の充実」と「少年係員の教養訓練の徹底」とともに「少年警察の任務」として、「1. 少年指導の関係機関との連絡調整」、「2. 個々の問題少年（中略）に

対する適切な措置」、「3. 少年の環境浄化に対する措置」、「4. 健全明朗な環境の育成」、「5. 社会に対する啓蒙指導」を示している。これに対し、国家地方警察本部刑事部防犯課の國島文彦は、「少年犯罪と警察」（『法律のひろば』第4巻第2号）23-24頁で、問題少年の適切な処理と少年の環境浄化に対する措置（少年に悪影響を与える人や環境の取締）を「犯罪の捜査検挙とゆう警察独自の責務に基き少年警察上の仕事である」とし、「少年警察強化の方針」に示される「少年問題に関係ある他の機関との連絡調整、少年に対する明るい環境の育成、社会に対する啓蒙宣伝」は、「警察本来の責務に基くものからみれば第二次的ではあり、これらについては主体的な機関が他にある」と、他機関の権限による限界を示す。さらに、「法律に根拠のないことには手を出すべきではないとするのが通例である。」と「消極的な限界」も指摘する。しかし一方で、「少年法に盛られた少年保護制度の使命、警察法にかかれた警察の任務刑事訴訟法における捜査機関としての警察の職分等を総合的に勘案して、少年事件を取扱う場合の警察の本質的な立場と任務を法の上に明確にするのでなければ、今後の少年警察の発展は余り期待することができないであろう。」（25頁）と、少年警察発展のためには、法律自体を再検討する必要があると指摘するのである。

（2）深化期の少年警察活動

1952年通達は、「少年の不良化防止のための警察の積極的活動を強く要望」する国民の声を指摘し²³、少年警察は、「平素より少年を囲む社会環境に親しみ、その環境を構成するあらゆる人々乃至事象に直接接触し、先ず事犯の原因調査に際して、これを多角的に又的確に把握して、以て事件処理の適正を期し得るよう努めるとともに、更に進んでは、少年を犯罪に誘う一般的原因の除去に努め、健全な少年をも犯罪より保護することが必要」とする。本通達の活動内容は、1949年通達と枠組みを同じくするが、「少年事件の適切な処理」に係る「少年への指導措置」では、関係者からの相談に対し「できる限りの協力を与える等、その再犯防止に努める」と、再犯防止に尽力することが示されている。そして、1954年6月に、館野覺治大阪警察管区本部刑事部長より『問題少年—犯罪と補導—』（警察新報社、以下、1954年資料）が出される。本書では、「従来少年の不良化防止のための補導は、主として学校、教化団体、少年保護矯正機関等が取扱い、警察は直接的には関係しなかつた。（中略）国民は少年警察の積極的活動を要望しているのみならず、少年犯罪が全刑法犯

の二五%も占めている今日の実状からみて、(中略)少年犯罪の検挙という取締主義より少年不良化防止という補導主義へと大きく転換移行しなければならない」(219頁)と、方針転換の必要性が示されている。また、「助長行政的な積極的環境浄化の施策は、直接的には他の教育保健等の行政機関の活動に委すべきであり、警察は、あくまで側面的にこれを援助指導し、真正面からこれと取り組むことは、避くべきことである。ただ、啓蒙宣伝と同じように、この種の施策の中には警察がこれを推進指導しなければ、仲々に実効が期待し得ないもののあることも否定できない」(248-249頁)と、少年警察の「推進指導」がなければ、少年処遇機関による少年非行防止活動も実効をあげることが難しいとの認識を示している。

3. 学校と警察の連携における意義と様相—警察の問題意識に着目して

(1) 少年非行の未然防止のために求められる関係機関との連携

少年警察関連の通達などで、関係機関との連携が書かれた主な部分は次の通りである。1946年通知では「(四) 教化団体、保護機関等との連絡、協力」「(五) 学校、家庭、職場との連絡」「浮浪児、戦災孤児等の救護協力」、1949年通達では「1. 少年指導の関係機関との連絡調整」、犯罪捜査規範(1950年国家公安委員会規則第4号、以下、1950年規範)第374条には、少年事件の捜査において「家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関と連絡を密にし、協調してこれをしなければならない」、国家地方警察本部刑事部防犯課「問題少年補導要領」(1950年8月、以下、1950年要領)第7条には、「問題少年の補導については、関係各機関団体が密接な連絡を保ち総合的に運営されなければならないから、警察においても常にこれらの各機関との連絡協調に努めなければならない」、1952年通達では「四、民間団体との連絡協調」と「五、少年事件の適切な処理」のなかに「少年事件の原因調査」が「少年の再犯を防止して健全な社会人として更生させるためには、是非必要である趣旨を関係者に十分に理解させて、その的確な実情の把握について積極的協力が得られるように努めること」および「保護関係機関による補導措置の活用」に充分留意して、当該少年の人格性に対するケースワークが合目的に一貫性を保持するように努めること、である。つまり、総合的かつ一貫性をもって対応にあたるため、関係機関と連絡を密に取ること、また、再犯防止のため、実情把握への積極的な協力を

関係機関に求めている。

また、田中警視総監より「少年犯罪防止の施策は凡て総合的に実施されねばならぬ。お互いに連繋なく行われても全く意味を為さぬ。取締対策と補導対策、感化遷善の教化対策と、実社会生活に適応させて独立歩歩させる福利厚生対策等、何れもお互いに密接な関連を持してゆかなくてはならぬ。」(1948年資料、5頁)とされ、1954年資料では、「少年の犯罪乃至不良化防止は、一部局のよくなるどころではなく広く官民の識者を網羅し、各機関相協力して総合的施策を検討樹立し、公私の関係機関が有機的連繋を保ちつつ、その立場立場に応じて、その施策を強力に実施して、初めて実効を期しうるのである。」(220頁)と示されている。このように関係機関との連携は、実務の立場からも終始一貫してその必要性が指摘されている。では、このなかで、学校との連携はいかに求められているのか。

(2) 学校との連携の意義と様相

学校との連携の意義は、次の通り指摘されている。まず、警視庁の立場から、古屋保安少年部長は、「少年警察は就中、家庭と学校とに密接に結びつかなければならない。」(1948年資料、2頁)と、学校と密接に結びつく重要性を指摘している。さらに、1948年6月、武藤勇少年第一課少年係長は、「犯罪少年の取締と指導」(『自警』第30巻第6号)31頁で、「犯罪少年の取締は早ければ早いほどよいのであつて、その発見方法としては、家庭、学校保護団体、又は特殊機関等と緊密なる連絡を執り、発見に努むることは勿論必要ではある」と、早期発見のため、学校との緊密な連絡を求めている。そして、1951年資料では、「学校自体と警察との関係は、学生犯罪及び学生不良行為が、少年警察の対象の半ばを占める現状において、最も留意すべき問題であろう。」(161頁)と、少年非行の深刻化を踏まえ、学校との関係を重視する必要性が示されている。

次に、国家地方警察の立場からは、1953年7月、国家地方警察愛知県本部刑事部防犯統計課より『少年警察執務資料第六号 学校と警察との連絡の緊密化について』(以下、1953年資料)が出されている。ここでは、「青少年の不良化防止のためには、犯罪少年を早期に発見し、さらに、不良化の時機に適切な補導を行うことが肝要であるが、そのためには、少年問題に關係を有する各種団体及び機関が、常時密接な連絡をとり相互の理解の下に仕事を進める必要のあることは言うまでもない。特に、問題少年中において学生々徒の占める比率は、甚だ高く、その点において、警察が少年の教育の任に当る学校側と緊密な連絡協調をはかる必

要性は極めて大きいのである。（中略）少年事件においては、単なる事件の処理にとどまらず、その家庭的、社会的環境について犯行の原因を調査し、爾後の補導に資することが肝要であるが、学生々徒の場合においては、この原因調査も、学校側の協力を得て、始めて円滑に行うことができるのである。」（1頁）と、説明されている。つまり、少年非行を防止するため、少年の生活様態を把握しやすい立場にある学校と密に連絡を取ることで、非行の早期発見とそれによる時機に適切な補導ができるということである。さらに、継続補導の円滑な実施のため、非行原因の調査では学校の協力が不可欠であることも指摘している。最後に、1954年資料では、「家庭、学校、警察の三者は、お互いにその立場を尊重し合い理解し合つて、常に連絡を緊密にし、家庭や学校の内外の生活指導に協力し合うことが、少年問題を適正に措置しうる基なのである。」（204頁）と、補導段階に限らず、適正な措置を講ずる基本として緊密な連絡と生活指導の協力が学校に求められている。

上記、連携の意義で確認した資料も踏まえ、連携の様相を整理する。前述した内容以外での連携内容に係る各資料の主要部分は、次の通りである。1948年資料では、「(一) 常に密接な連絡を保ち、(二) 直接又は間接に諸種の資料を提供し、不良化原因の所在を示し、(三) 戸口調査等の活用により、家庭状況等に通じ、少年への更生に協力し、(四) 併せて少年への正しい関心を喚起し、(五) 児童委員、児童福祉司或は有志団体の個人と密に協調を保つことが必要となる。」（19頁）。1951年資料では、「子供達の幸福のために警察と学校が、緊密な相互理解の関係を保持してゆくことである。（中略）両者が、十分慎重に合議して、処置すべきは処置し、救うべきは救い、問題の原因を探究して学校教育に対する反省の資料を得るのが望ましい。」（161-162頁）。1953年資料では、「この両者の連絡協調をはかるための方法としてはできるだけ互いに話し合う機会を多く設けることであろう。」（3頁）。

以上を踏まえると、学校と警察の連携は、1) 互いの立場や役割を尊重し、円滑な連携を行うため、相互理解に努めながら、2) 時機に適切な補導を行えるよう連絡を密に取り、3) 補導にあたっては原因調査を踏まえながら合議体制を基に対応の方針や指導の改善方策などを決定する、という流れにまとめることができる。ただし、各段階において留意すべき点がある。1) では、1948年資料に「早期発見に関してであるが、（中略）学校の教員、家庭の親に、徴候経路等の啓蒙により、早期発見の実をあげなければならない。」（11頁）

と、早期発見のため、警察主導による学校の技量向上が目指されていること。2) は、前節ともあわせ、警察による情報収集の側面が大きいこと。そして、3) の指導改善は、1951年資料で示されているように、学校教育に反省を求める姿勢が強いということである。この、3) と特に関わり、次節では、警察が連携にあたって有していた5つの問題意識を見ていく。

（3）連携にあたり警察が有する5つの問題意識

①少年の人権を無視した警察の対応

少年の人権を無視した警察による対応への批判は、ほとんど資料に記述がある²⁴。なかでも1953年資料は、「1. 警察が学生生徒の取調を行うにあたり、学校当局に何らの連絡がなかつた。2. 警察の取り扱った少年事件を新聞に公表したため、少年の爾後の教育に支障を来した。3. 少年事件の捜査に当り、授業中の児童に同行を求めるなど非常識な行為があつた。」（2頁）と、その内容を整理する。本行為は、1950年規範（第375条「報道上の注意」と1950年要領（第6条「補導の心得」・第10条「報道上の注意」・第14条「任意捜査上の注意」）に反するだけでなく、「非常識な行為」という表現から、子どもの人権を侵害しているとの認識自体を欠いていることが指摘できる。ただし、警察による人権侵害は、少年警察活動に限らず、警察機構全体に見られ²⁵、人権擁護局第一課長を務めた関之は、「治安の維持と人権擁護の見地から、警察官の素質向上の必要が考えさせられる。」と、指摘している²⁶。

②少年非行対応への学校の消極的姿勢と条件整備の不十分さ

学校の少年非行対応への消極的な姿勢は、次の通り指摘されている。「警察の方から参考の意味で通報した、ちよつとした不良行為をすぐ学校の面目問題として取り上げて、生徒を退校処分にするとか、激しく叱責して子供をスポイルしてまう例がある。（中略）いゝ加減な調査のために生徒相互間に、固いしこりが残つて面白くなくなり、或いは、学校側の手緩い処置に馴れて悪性が普遍化する」（1951年資料、162頁）、「1 事犯が公にされると、とかく新聞、ラジオ等の報道機関によつて事件の内容が一般に発表される結果、学校、学校長、担任教官等の体面問題となり、P.T.A. 一般学生生徒に与える影響も好ましくない。2 教育委員会が、学生生徒の問題行為につき、これを学校当局の落度として学校長、担任教官を問責する。」（1953年資料、2頁）、である。両資料に共通する点としては、児童生徒の問題行動に対し、学校が適切な教育的働きかけ

をしなかったことが批判されている。しかし、1951年資料では、調査の不徹底や「手緩い処置」との指摘から、学校は捜査機関ではなく、言葉を重ね、当該児童生徒の反省を促す教育機関であるとの認識を欠いている可能性が指摘できる。また、1953年資料では、教育委員会による不適切な対応を批判している。

ただし一方で、1948年資料では、古屋保安少年部長（1頁）、田中警視總監（5頁）、富田少年第二課長（8頁）それぞれから、関係機関の物的・人的な未整備状況が指摘されている。さらに、1951年資料では、学校に関し、「学制改革は、形式的にみて、校舎、設備、学用品等が、戦後経済状態の悪影響で頗る不完全な条件をもたらし、内容的にみて、教師の手不足及び質的低下、並びに新教課目に対する認識、教授方法の不熟練等が挙げられるが、（中略）経費の面において、抜本的な対策」を講ずる必要性が示されている（28頁）。つまり、学校における条件整備の不十分さも指摘されているのである。1953年資料では、条件整備への指摘はないが、1949年10月時点の1学級あたりの児童生徒数の愛知県平均は、小学校が50.3人、中学校が49.5人と、過剰な学級状況があった²⁷。

③学校における教育内容の未熟さ一性教育を中心に

少年警察は、非行要因を多様な視点、また、科学的に把握する必要性を常に示している。そのなかでは、「不良化は少年の素質よりは、環境による説が優勢にすらなりつつある。」（1948年資料、17頁）と環境要因を重視し、1954年資料では、「道義の退廃、不景気、失業、災害、敗戦等、国家政策の拙劣や失敗から生れる犯罪も決して少くない。」（59-60頁）や「子供を健全に育成するためには、家庭の状況そのものが、極めて不利な社会的経済的状态におかれていた」（184頁）など、国策の結果や生活基盤の不安定さから少年非行が生ずることも指摘していた。そして、1951年資料では、「学生の広範囲の不良行為の結果に関して学校当局と催す研究会等で感ずることは、学校側の生徒の社会生活についての関心が低調であることである。一理想からいえば、家庭訪問教師（Visiting Teacher）の存在が望ましい。」（162頁）と、子どもの生活実態の把握を学校に強く求めている。また、「不純異性交友」と「性犯罪」に占める「15才未満」の比率が漸増しているのに対し²⁸、「学校においても、家庭においても、性教育をターゲットとして、敢て手をつけず、又実施しても、恐ろしく時代感覚に欠けている指導であること。」（184頁）と、学校における性教育の未熟さを指摘している。そして、「生理学的な面からする性教育を早期か

ら段階的に実施すると共に（中略）社会学的な方面からも、各種悪環境を乗り切つてゆけるだけの男女間の諸問題について多角的な教育を与えること。」（196頁）を学校に求めている²⁹。

④学校における修身教育の欠如

少年非行増加の要因のひとつとして規範意識の低下が考えられており、次の通り、学校に対しては、修身教育の実施が求められている。1951年資料では、「学校教育において、往時の修身教育がなくなつたことが、少年の徳性の涵養をなおざりにし、社会悪に容易に馴染む素地を作つてしまつたといわれるが、（中略）十分反省すべき問題であろう。」（159-160頁）、また、津久井萬太郎少年第二課長より「少年の不良化防止について警察の出来ることは、また出来る範囲は結局、社会への啓蒙宣伝、（中略）或は学校で修身教育をやるのが適当だと云うことを勧告する。そういうこと以外にない。」³⁰、そして、1954年資料では、「少年の不良化犯罪化激増の原因として、学校教育の不徹底が挙げられるのも、謂なしとしなない。今日からみれば、旧式ではあるが、昔は一応修身教育があつて、社会人乃至国民としての倫理観が植えつけられたが、今日は少年の徳性を養うものとしては、社会科の科目があるだけであり、これとても、人道又は公民道として、智識的に教えられる傾きがあり、社会生活上の実践倫理としての力、即ち社会人、乃至国民としての躰が、身につけられていないようである。」（199頁）。これら指摘は、国家主義的思想をもって規範意識を醸成しようとする態度とも見なし得るため、次項ともあわせ、人権侵害性への注意が必要である。

⑤教職員の政治的活動が与える児童生徒への悪影響

教職員の政治的活動への批判は、1954年資料にのみ示されているものである。「今日教員組合の組織が全国的にできて、低きにすぎるその待遇改善のために、活発な活動をするには、勿論結構なことであるが、一部の人に引きづられ、徒らに、ある政党を支持して闘争を事とし、政治的活動に狂奔するようなことは、その目的を越脱した行き過ぎ行為と申さねばならない。（中略）教員のストやこの種の運動が、どんな影響を児童や生徒に与えるかを、もう少し慎重且つ真剣に考えてみる必要がある。」（198頁）とする。本問題意識に対しては、当時、警察官による教員の思想・行動調査が全国各地で行われていたことおよび警察官が有する国家至上主義と反共精神の意識があるという指摘がある³¹。したがって、児童生徒への悪影響を理由とす

る教職員の政治活動批判に対しては、教職員個人の思想信条の自由を侵害し、警察の政治的中立性にも反する可能性が考えられる。さらに、教職員の行動統制を通して、児童生徒の考えや行動をも縛り得ることも指摘できる。

おわりに

戦後から1954年警察法改正前までの少年警察活動からみえる学校と警察の連携における特質は、次の3点にまとめることができる。(1)少年警察活動が拡大志向性をもっていたこと、(2)警察が少年非行の早期発見と時機に適切な対応を行うために学校の意義を見出していたこと、(3)少年非行対策としての学校教育の不十分さを警察が問題意識として有していたこと、である。

まず、(1)について、少年非行に関し、政府が示す消極的姿勢とは対照的に、警察は実態を踏まえ少年警察の創設を志向し、その活動方針も取締りから非行予防と再犯防止の重視へと変化していく。そのなかで、他分野の活動をも射程に入れる少年警察活動に対しては、警察法に基づく活動限界への指摘がなされる。しかし、一方で、少年処遇機関の環境整備が物的・質的に不十分であること、また、少年非行の深刻化と世論の後押しを理由に、少年警察は、少年処遇機関への援助を超えた、主体的な取組みの必要性を認識するようになる。このように少年警察活動が拡大志向性を示すなか、(2)に関し、学齢期少年の非行が深刻化している状況を踏まえ、非行の早期発見と時機に適切な対応を行うためには、少年処遇機関のなかでも特に、少年の生活様態を把握しやすい学校との連携が重視される。そして、本連携は、第一段階として互いの立場や役割を尊重し、円滑な連携を行うため相互理解に努めること、第二段階として時期に適切な補導を行えるよう連絡を密に取ること、第三段階として補導にあたっては原因調査を踏まえながら合議体制を基に対応の方針や指導の改善方法などを決定すること、にその様相をまとめることができる。ただし、第三段階の指導改善については、学校に反省を求める姿勢が強いことに留意が必要であり、これは、(3)につながる。警察は、少年非行対策としての学校教育の不十分さを指摘し、子どもの生活実態の把握に努める必要性や生理学的・社会的な面から性教育を行う重要性を示している。本指摘は、当時の学校教育に示唆を与えるものであったと言える。しかし一方で、修身教育の実施に言及し、また、教師の政治的活動への批判も行っていった。これは、子どもや教師の人権を侵害する危険性ととも

に連携にあたって重視される相互理解を阻むものであるとも言える。

本稿は、少年警察活動に着目し、学校と警察における連携の特質を明らかにしたため、学校の視点を欠いた内容となっている。したがって、今後の課題としては、文部行政および学校による少年非行対策に焦点を当て、そのなかで警察との連携がどのように考えられていたのかを明らかにする必要がある。また、本稿では、連携の枠組みを見たとに過ぎないため、連携にあたりいかに相互理解に努めていたのかなど、その実態を調査しなければならない。

〔注〕

- ¹ 例えば、2013年1月24日に出された、警察庁生活安全局長通達「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」は、「いじめ事案に的確に対応するためには、これまで以上に学校との連携を強化しなければならない。」とし、文部科学省初等中等教育局長通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」は、「学校及び教育委員会等としても、主体的に警察と連携・協力し、取組を進めていただくべき」とする。
- ² 連携の基本的留意点は、1963年10月10日発出の文部省初等中等教育局長通知「青少年非行防止に関する学校と警察との連絡の強化について」と警察庁保安局長通達「少年非行防止における警察と学校との連絡について」に示されている。その内容は、(1)連絡強化が双方の自発的発意に基づいて行われること、(2)地域の実情に即し、対応組織の設置など条件整備を図ること、(3)互いの理念を理解すること、に整理できる。本趣旨は、警察庁生活安全局少年課長通達「少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について」（2019年3月20日）でも確認されている。
- ³ 警察庁「治安上の課題2011～安全で安心して暮らせる社会をめざして～」4頁。
- ⁴ IとIIは、大出良知「少年警察の動向と少年の人権」（『法学セミナー増刊 少年非行 シリーズ [新・権利のための闘争]』1984年）127-130頁に整理されている。Iは、少年非行が政治・経済・社会・教育的背景をもつため、警察権限の拡大強化では解決できないこと、IIは、人的・組織的整備が不十分のまま活動が推進され、また、未然防止活動に重点が置かれることで、一般少年などに対しても人権侵害の危険性が増すことを示す。IIIは、澤登俊雄『少年法入門 [第5版]』（有斐閣、2011年）82-83頁より、少

年警察活動が広範囲にわたりさまざまな干渉・介入を前提とするため基本法制定の必要性が指摘されている。

⁵ 平野龍一編『講座「少年保護」第3巻』（大成出版社、1983年）295頁でも「その当時考えられた少年警察の活動分野自体は、今日に至るまでほとんど変化していない。」と、指摘されている。

⁶ 宮崎清文「少年警察に関する一考察（三・完）」『警察研究』第22巻第10号、1951年、56-57頁（以下、10月論文）。同趣旨の指摘は、林康平「少年警察の推移—その発展的考察」（『警察研究』第27巻第6号）19-21頁、平野・同上書・301頁、亀山継夫・赤木孝志『少年法および少年警察（増補）』（令文社、1984年）110-111頁などにも見られる。

⁷ 本指摘は、林・同上論文・11頁および29頁、内藤文偵『児童・青少年法講座 第三巻 司法と警察』（新評論社、1955年）276-278頁、平野・前掲書・302頁などに見られる。

⁸ 館野覚治『問題少年—犯罪と補導—』（警察新報社、1954年）251頁は、「東京警視庁などは、左表の如く、本庁防犯部に独立した少年課を設置し、その下に、調査係、補導係、保護係を配し、百数十名に、上る豊富な陣容を有し、各警察署にも六名乃至十名の防犯少年係や少年相談所を置き、調査に補導に、保護に、積極的活動をなし、相当の実効を挙げている。」とする。館野覚治は、当時、国家地方警察大阪警察管区本部刑事部長であった。

⁹ 林、前掲論文、19頁。

¹⁰ 林、前掲論文、20頁。

¹¹ 宮崎清文「少年警察に関する一考察（一）」『警察研究』第22巻第5号、1951年、22および23頁（以下、5月論文）。林も同様に少年警察の行政作用を警察法に根拠づけている（林、前掲論文、20頁）。

¹² 本法は、第2回国会・衆議院・治安及び地方制度委員会（1948年6月18日）で、三輪貞雄国家地方警察本部警視より「警察法は警察組織法でありまして、（中略）手段の具体的なものについては何ら触れておりません。そこでこの法律は、警察官あるいは警察吏員が通常警察法に規定いたしましたその職務を執行いたします場合に、通常ぶつかりますいろいろな事例をとらえまして、これに対処する手続の概要をきめたものであります。」と、職務執行にあたっての具体的手続を定めたものであることが説明されている。

¹³ 宮崎、前掲5月論文、25頁。

¹⁴ 宮崎清文「少年警察に関する一考察（二）」『警察研

究』第22巻第9号、1951年、12頁（以下、9月論文）。

¹⁵ 宮崎、同上9月論文、19頁。また、宮崎は、前掲10月論文において少年処遇機関を次の通り、広義の範囲で捉えている。児童福祉法に基づく児童相談所や乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、療育施設、教護院など、また、少年法による家庭裁判所の措置に関わる少年保護鑑別所や少年院など「一度犯罪化し不良化した少年に保護を加えるための機関の系列であるが、広義の少年処遇機関は決してこれのみに尽きるものではない。そこには積極的に少年を保護育成し、これを善導することを直接の目的とする機関、例えば学校、社会隣保施設、公私の青少年諸団体等が当然に含まれるわけである。」（53-54頁）。

¹⁶ 宮崎・1951年5月論文・24頁には、1950年4月に全国の警察にさきがけて「東京警視庁少年補導及び相談取扱規程」が制定されたとの記述があるが、本規程を入手することができなかった。そのため、長尾清成『少年警察の研究：実務本位』（警察時報社、1950年）205-213頁に資料として掲載されている「少年補導及び相談取扱規程（案）（警視庁訓令）」を本稿では、見ていく。

¹⁷ 宮崎、前掲10月論文、55頁。

¹⁸ 宮崎、前掲10月論文、56頁。

¹⁹ 内藤、前掲書、247頁および253頁。

²⁰ 警視庁編さん委員会編『警視庁史 昭和申編上』警視庁史編さん委員会、1978年、126-127頁。

²¹ 田中も「警察が切角狩込みをやつて収容所に送つても、収容所の設備狭隘、不適当、待遇不良、補導の不親切等の為に直ぐ逃げ帰る事である。予算不足、職員の手不足等で已むを得ない事と思う」（5頁）と、少年処遇機関の未整備状況を指摘している。

²² 山本は交通第一課長であるが、「はしがき」に「私の一年有余の警視庁における少年警察に従つた体験からして、これだけは、少年警察の常識として、総ての警察官が、知つておいて貰いたいと思う事柄を書いてみた。」（1-2頁）とあり、少年警察にも関わっていた。

²³ 総理府国立世論調査所「警察官の教養に関する世論調査」（1951年9月実施）を主な根拠とし、報告書（1952年2月）44頁には、「警察に今特に力を入れてやつてもらいたいこと」として「泥棒をつかまえること（一三％）少年補導（一二％）防犯運動（一一％）が目立っている。教職員においては、少年補導が圧倒的に多く、次いで泥棒をつかまえること、防犯運動、売春取締、人事相談となつているのは興味深い。」と指摘されている。

- ²⁴ 1948年資料（116-117頁）は、補導に携わる者の心得として「9 苟且にも威迫威嚇を避けること」「12 秘密保持に留意すること」などを示す。また、1951年資料は「学校に出掛けていつて義務教育授業中の生徒を、教師を経由することなく取調べのため呼出すとか、不用意にも関係事件の学校名を新聞等に発表して、これと全く無関係の多数の童心を傷くるとか」（161-162頁）、1954年資料は「授業中の非行生徒を、先生の手を経ずに、取調べのために呼び出したり、不用意に関係事件の学校名を新聞に発表したりする」（1954年資料、204頁）などの事例を挙げる。
- ²⁵ 関之『人権擁護委員法釈義』（新警察社、1949年）68-73頁と77-79頁より、法務府人権擁護局が調査した事件のうち、警察官による人権侵害事件は、1948年2月15日～12月末日：40件中6件、1949年1月1日～4月21日：171件中33件、1949年（人権相談所）：131件中24件、とその割合は約18%（342件中63件）にのぼる。
- ²⁶ 関、同上書、79頁。
- ²⁷ 愛知県教育委員会編『愛知県教育史 第五巻』（愛知県教育委員会、2006年）68-69頁。
- ²⁸ 1951年資料（185-188頁）より、「不純異性交友」は1948年3%、1949年19%、1950年26%、「性犯罪」は1948年23%・1949年26%・1950年28%と、漸増している。
- ²⁹ 1949年1月28日に文部省社会教育局長より出された「純潔教育基本要項」（文部省純潔教育委員会策定）では、「一、純潔教育の目標」の「(二) 正しい性科学知識を普及し、性道徳の高揚を図ること。」と、科学知識の普及が目指されている。しかし、「四、純潔教育の方法」の「(二) 純潔教育の担当者」において「2、教育者」では、関連科目が示されるのみであるのに対して「3、医師」では、「男女共、思春期から青年時代にわたって科学的、専門的に正しく教育するためには、特に性教育に造詣の深い医師、看護婦がきわめて適任である」と、科学的知識の普及は「医師」や「看護婦」による教育が重視されている。
- ³⁰ 津久井萬太郎「青少年問題と少年警察」『自警』第34巻第4号、1952年、101頁。
- ³¹ 廣中俊雄『日本の警察 [増訂版]』東京大学出版会、1962年、204-206頁、212-216頁。

Features on Cooperation between School and Police —Focusing on the Juvenile Police’s Action from after the War Ended to before the 1954 Amendment of the Police Act—

Manami BANNO*

The purpose of this paper is to illustrate how characteristics inherent in the system of cooperation between the Japanese public school and the police department contributed to the development of a system to address juvenile behavior and facilitate rehabilitation. This work addresses policies connected with juvenile behavior that were established with the Amendment of the Police Act of 1954.

Regarding school bullying, cooperation between school and the police is considered essential. Children’s needs are diverse, so having the cooperation of all relevant sources is indispensable. Furthermore, as school and police social systems differ in their intrinsic functions, it is essential to determine the degree of problem behavior accurately, clarify the roles that both school and the police department play, and assure effective cooperation. Although the need for such cooperation was long recognized, the official granting of responsibilities to educational institutions for regulating juvenile behavior was first established in the wake of WWII. This paper focuses on the period from immediately after the war ended to just before the 1954 Amendment of the Police Act, the critical period in the formulation of these policies.

This research concluded the following: Firstly, the juvenile police squad action had a clear intention to extend the responsibilities for delinquency to the school. A background note is that the government policy toward delinquency was traditionally a passive one. The set-up of a juvenile police squad accompanied a change of policy. Instead of a criminal-type crackdown method, an emphasis on prevention and rehabilitation was adopted; considering the roots behind juvenile delinquency was also regarded as important. With this change of policy, there were some of the opinion that the new Police Act limited the power of the police. On the other hand, the police pointed out the necessity of proactive efforts that go beyond treatment institutions, also suggesting that environmental improvement of existing juvenile treatment facilities was necessary as current initiatives were deficient in both tangible and intangible measures.

Secondly, police sought cooperation with the school as a way to better detect juvenile delinquency problems, aspiring for more appropriate, timely responses. Cooperation between school and the police is as follows: 1) Concomitant respect for each other’s perspectives and roles support smooth cooperation, 2) School and the Juvenile Police Squad keep in close contact to be able to give immediate guidance, and 3) The two institutions respond according to consensual guideline, find ways to improve guidance, and continue the discussion of the cause of juvenile delinquency.

Finally, the police considered how the school did not sufficiently support methods to alleviate juvenile delinquency. Points made influenced school education at that time in its development. This example also suggests a lack of consciousness at that time for human rights regarding social norms like nationalism as well as the criticism of teachers’engaged in political action.

* Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University